

鹿 児 島 県 公 報

令和6年5月17日（金）第515号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定の解除予定（森づくり推進課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 2
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（水産振興課取扱い） 2
- 令和6年度地籍調査事業計画の公表（農地保全課取扱い） 3
- 公共測量の実施（2件）（監理課取扱い） 4
- 堤防と保安用敷地との兼用工作物管理協定の締結（河川課取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（南薩地域振興局取扱い） 5

教 育 委 員 会 告 示

- 博物館の登録（文化財課取扱い） 5

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の名称等の公表（選挙管理委員会取扱い） 5

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告（生活安全企画課取扱い） 7

告 示

鹿児島県告示第416号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和6年5月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
奄美市住用町大字摺勝字登ノ小屋601番2，602番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第417号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和6年5月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
熊毛郡屋久島町永田字濱ノ上3279番1, 3283番1, 3286番, 3287番, 3288番1, 3289番1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第418号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和6年5月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
南さつま市金峰町高橋字上ノ山3304番1
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿児島県告示第419号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和6年5月17日

鹿児島県知事 塩田康一

| 薬 局 | | 更新年月 日 | 自立支援医療 の種類 |
|-----------|---------------|--------------|---------------|
| 名 称 | 所 在 地 | | |
| そうごう薬局開聞店 | 指宿市開聞十町1298-1 | 令和6年 5月1日 | 育成医療・更 生医療 |

鹿児島県告示第420号

阿久根市大川10873番地1 神之田求及び阿久根市大川170番地19 尻無浜勝弘からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和6年5月17日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 阿久根市大川区域（阿久根市大字大川の地区）
- 2 区分 主として磯建網漁業を営む漁業又は主としてごち網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第421号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和6年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和6年5月17日

鹿児島県知事 塩田康一

| 調査を行う者の名称 | 調 査 地 域 | 調 査 期 間 |
|-----------|---|---------------------------|
| 鹿児島市 | 鹿児島市紫原一丁目、紫原三丁目、紫原四丁目、紫原六丁目、南郡元町、南新町、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘四丁目及び卸本町の各一部並びに桜ヶ丘二丁目、桜ヶ丘三丁目、南栄二丁目及び南栄三丁目の全部 | 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 鹿屋市 | 鹿屋市上高隈町、下高隈町、獅子目町、大始良町、吾平町上名、吾平町下名及び吾平町麓の各一部 | 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 指宿市 | 指宿市十二町の一部 | 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 西之表市 | 西之表市西之表、古田、住吉及び国上の各一部 | 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 垂水市 | 垂水市浜平、本城、柗原、牛根麓及び高城の各一部 | 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 奄美市 | 奄美市名瀬金久、名瀬大字根瀬部、名瀬大字小湊、名瀬大字名瀬勝、名瀬大字仲勝、名瀬大字西仲勝、住用町大字役勝、住用町大字山間、笠利町大字須野及び笠利町大字宇宿の各一部 | 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 三島村 | 三島村黒島の一部 | 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 十島村 | 十島村口之島の一部 | 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 錦江町 | 錦江町田代麓の一部 | 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 南大隅町 | 南大隅町根占横別府、佐多馬籠及び佐多郡の各一部 | 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 肝付町 | 肝付町新富及び後田の各一部 | 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 中種子町 | 中種子町野間及び坂井の各一部 | 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 南種子町 | 南種子町荃永の一部 | 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 大和村 | 大和村大字大棚及び大字大金久の各一部 | 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 宇検村 | 宇検村大字芦検及び大字湯湾の各一部 | 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 瀬戸内町 | 瀬戸内町大字古仁屋、大字諸鈍、大字節子、大字於齊及び大字押角の各一部 | 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 龍郷町 | 龍郷町秋名及び幾里の各一部 | 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで |

| | | |
|------|--|-----------------------|
| 喜界町 | 喜界町大字赤連，大字島中及び大字手久津久の各一部 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |
| 徳之島町 | 徳之島町花徳，亀津，諸田及び神之嶺の各一部 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |
| 天城町 | 天城町大字与名間の一部 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |
| 伊仙町 | 伊仙町大字面縄，大字目手久，大字古里，大字馬根，大字中山及び大字阿三の各一部 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |

鹿児島県告示第422号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，鹿児島県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年5月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業の期間 令和6年3月5日から令和7年3月17日まで
- 3 作業の地域 奄美市，大和村，龍郷町及び喜界町

鹿児島県告示第423号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，鹿児島県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年5月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業の期間 令和6年4月11日から令和7年3月17日まで
- 3 作業の地域 屋久島町全域

鹿児島県告示第424号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定による兼用工作物の管理の方法についての協議に基づき，次のとおり保安用敷地の管理者が河川管理施設の管理を行う。

なお，その関係図書は，鹿児島県土木部河川課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年5月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 河川の名称，河川管理施設の名称及び河川管理施設の位置

| 河川の名称 | 河川管理施設の名称 | 河川管理施設の位置 |
|----------------------|-----------|------------------|
| 二級河川 八幡川水系 八幡川 | 左岸堤防 | 鹿児島市喜入中名町2880番15 |
| 二級河川 愛宕川水系 愛宕川 | 左岸堤防 | 鹿児島市喜入中名町2880番15 |

- 2 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 ENEOS 喜入基地株式会社
住所 鹿児島市喜入中名町2856番5
代表者 代表取締役社長 宮澤章

- 3 管理の内容

- (1) 維持管理
- (2) 河川工事（河川管理者の原因に基づく改良工事を除く。）

4 管理の期間

令和6年4月1日から令和16年3月31日まで

南薩地域振興局告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和6年5月17日

南薩地域振興局長 末吉龍一郎

| 事業所 | | 指定障害福祉サービス事業者 | | | 廃止年月日 | 障害福祉サービスの種類 |
|------|------------------|---------------|------------------|--------|---------------|-------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| のぞみ苑 | 枕崎市板敷西町 335番地 | 社会福祉法人富士福祉会 | 枕崎市板敷西町 321番地 | 岩下 修一 | 令和6年 4月30日 | 就労移行 支援 |

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第5号

博物館法（昭和26年法律第285号）第11条の規定により、博物館として次のとおり登録した。

令和6年5月17日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

| 設置者の名称及び住所 | 博物館の名称及び所在地 | 登録年月日 |
|-----------------------|-------------------------|----------|
| 鹿児島県 鹿児島市鴨池新町10番1号 | 鹿児島県立博物館 鹿児島市城山町1番1号 | 令和6年5月7日 |

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体、法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体、法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体及び法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和6年5月17日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|----------|--------|----------|-------------------|---------------|
| 奥浩一後援会 | 前田 和文 | 中野 洋一 | 伊佐市大口青木939番地1（奥方） | 令和6年 4月24日 |
| 長山美香後援会 | 長山 美香 | 長山 旭 | 大島郡知名町大字瀬利覚1254番地 | 令和6年 4月19日 |
| 松野信作後援会 | 新原 春二 | 上野 正温 | 薩摩川内市矢倉町4701-1 | 令和6年 4月12日 |
| 三宅きみと後援会 | 三宅 公人 | 三宅 悦子 | 西之表市東町110 | 令和6年 4月17日 |
| やまもと勉後援会 | 山元 勉 | 山元 貴代 | 薩摩川内市天辰町441番地3 | 令和6年 4月25日 |

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

ア 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 異 動 事 項 | 新 | 旧 | 異 動 年 月 日 |
|----------------------|-------|----------|-------|-------|---------------|
| 日本維新の会衆議院鹿児島県第2選挙区支部 | 辻 健太郎 | 会計責任者の氏名 | 辻 健太郎 | 辻 幸一郎 | 令和6年 3月26日 |

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 異 動 事 項 | 新 | 旧 | 異 動 年 月 日 |
|-----------------|-------|------------|---------------------|-------------------|---------------|
| 自由民主党鹿児島県タクシー支部 | 下之角 洋 | 代表者の氏名 | 下之角 洋 | 羽仁 正次郎 | 令和5年 5月16日 |
| 自由民主党輝北支部 | 森 義久 | 主たる事務所の所在地 | 鹿屋市輝北町 上百引3945-1 | 鹿屋市輝北町 上百引3847 | 令和6年 4月4日 |

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

ア 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 異 動 事 項 | 新 | 旧 | 異 動 年 月 日 |
|-----------|-------|-----------------------|----------------------------|-------------------|---------------|
| 山内みつのり後援会 | 原崎 忠一 | 政治団体の名称 | 山内みつのり後援会 | 山内みつのりと歩む会 | 令和6年 4月30日 |
| | | 会計責任者の氏名 | 前園 美子 | 東 健一郎 | |
| | | 国会議員関係政治団体の区分 | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | |
| | | 公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号） | 山内 光典, 衆議院議員 | | |

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 異 動 事 項 | 新 | 旧 | 異 動 年 月 日 |
|--------------|--------|------------|------------------|--------------------|---------------|
| 安心して暮らせる市民の会 | 湯地 工 | 主たる事務所の所在地 | 志布志市志布志町帖12048-5 | 志布志市志布志町志布志三丁目3-14 | 令和5年 5月2日 |
| 池田みすず後援会 | 池田 みすず | 会計責任者の氏名 | 池田 なつ子 | 木場 光 | 令和5年 3月23日 |
| 大久保博文後援会 | 大久保 正剛 | 代表者の氏名 | 大久保 正剛 | 大久保 一成 | 令和6年 3月1日 |
| 小田かつし後援会 | 山下 伊助 | 会計責任者の氏名 | 淵ノ上 一浩 | 川寄 久治 | 令和6年 3月27日 |
| 鹿児島県商工政治連盟 | 森 義久 | 会計責任者の氏名 | 千代森 修一 | 瀬平 秀人 | 令和6年 4月1日 |
| 鹿児島県税理士政治連盟 | 小川 廣之 | 代表者の氏名 | 小川 廣之 | 右田 省二 | 令和5年 8月21日 |
| | | 会計責任者の氏名 | 右田 省二 | 上山 寛 | |

| | | | | | |
|---------|------------|----------------|---------------|----------------|-------------------|
| 角野毅後援会 | 角野 毅 | 主たる事務所 の所在地 | 垂水市本城 3914 | 垂水市錦江町 1-87 | 令和 6 年 3 月 1 日 |
| 八板俊輔後援会 | 宮下 とみ 子 | 代表者の氏 名 | 宮下 とみ子 | 田上 容正 | 令和 6 年 4 月 1 日 |

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|----------|---------------------|--------|------------------|
| 栄友会 | 鹿児島市下伊敷 1-53 -16 | 三谷 純夫 | 令和 5 年 12 月 1 日 |
| 迫田さゆみ後援会 | 出水市本町 16 番地 28 | 迫田 小百美 | 令和 5 年 12 月 31 日 |
| 篠原静則後援会 | 垂水市柘原 605 | 池田 繁美 | 令和 5 年 3 月 31 日 |
| 中面幸人後援会 | 阿久根市多田 222 番地 3 | 寺園 達雄 | 令和 5 年 12 月 20 日 |
| 西つぎお後援会 | 南九州市川辺町永田 515-1 | 亀甲 俊博 | 令和 5 年 12 月 27 日 |

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

| 届出をした者の 氏名 | 代表者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体 の名称 | 主たる事務所 の所在地 | 指定 年月日 |
|---------------|--------|-------------|---------------|-----------------------------|--------------------|
| 長山 美香 | 長山 美香 | 知名町議会 議員 | 長山美香後援 会 | 大島郡知名町大 字瀬利覚 1254 番 地 | 令和 6 年 4 月 19 日 |
| 米丸 麻希子 | 米丸 麻希子 | 鹿児島県知 事 | 喜八会 | 始良市西餅田 3288 | 令和 6 年 3 月 23 日 |

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 6 条の規定に基づく法第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 6 年 5 月 17 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

1 講習に係る警備業務の区分

法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する警備業務

2 講習の種別及び実施期間

(1) 新規取得講習

令和 6 年 7 月 8 日（月）から同月 12 日（金）まで（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

(2) 追加取得講習

令和 6 年 7 月 11 日（木）及び同月 12 日（金）（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

3 講習の実施場所

鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号）

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、最近 5 年間に当該警備業務の区分（以下「4 号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

(2) 追加取得講習

受講申込日において、4号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、最近5年間に4号の警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

5 受講定員（原則として受付先着順とする。）

(1) 新規取得講習

5人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

(2) 追加取得講習

10人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和6年5月28日（火）から同月31日（金）まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後4時まで

(2) 受付場所

ア 鹿児島県内に住所を有する者等

受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 鹿児島県外に住所を有する者

鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通

イ 4号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面 1通

ウ 履歴書 1通

エ 追加取得講習受講者にあつては、4号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み、郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

34,000円

イ 追加取得講習

10,000円

7 その他

(1) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、4号の警備業務に係る修了証明書を交付する。

(2) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）